

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

事 務 所 通 信

8
2026

発行:東京都労働保険協会

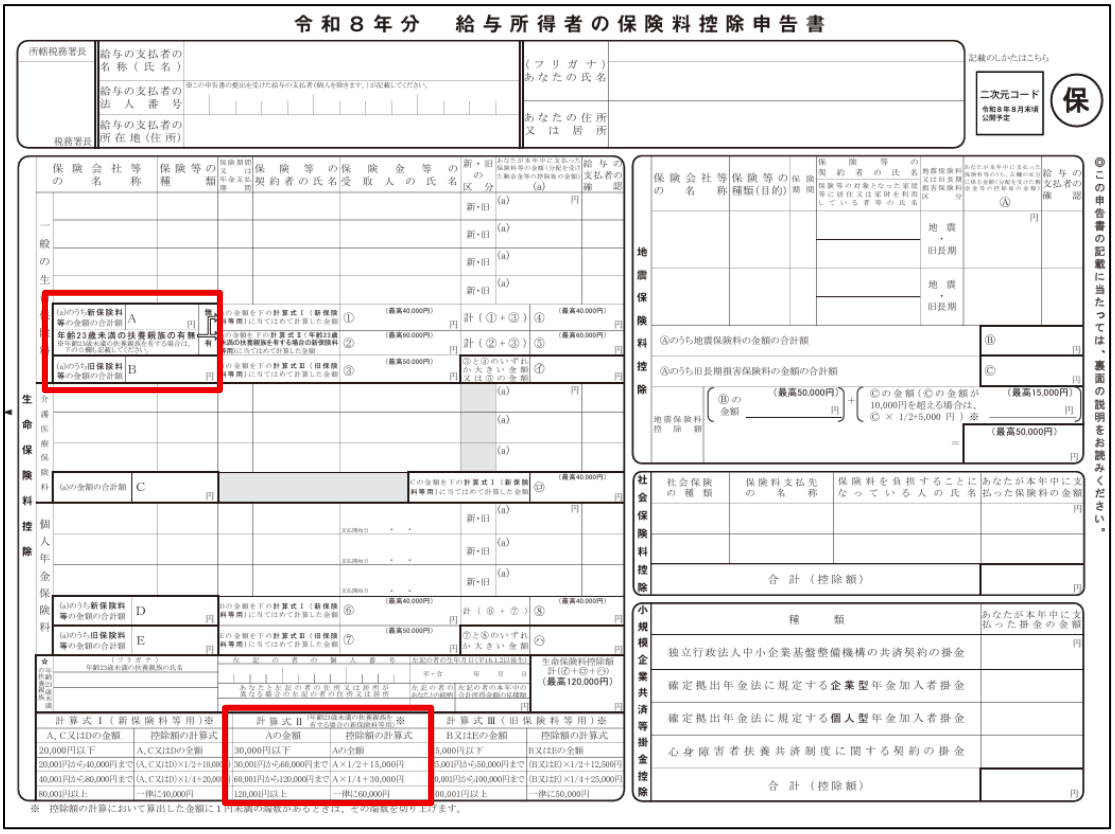
〒101-0061　東京都千代田区神田三崎町 2-12-7
TEL 03-5809-2872　FAX 03-5809-2873

重 要　令和8年分の年末調整のための各種様式を公表(国税庁)

令和 8 年 12 月に行う年末調整においては、所得税の基礎控除の引上げ、給与所得控除の最低保障額の引上げ及び扶養親族等の所得要件の改正といった令和 8 年度税制改正による改正規定が適用されます。また、年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例も適用されます。

これらの改正に伴い、年末調整関係書類の一部を変更することが国税庁から予告されていましたが、この度、それらの確定版も含め、令和 8 年分の年末調整のための各種様式が公表されました。

例：代表的な申告書（保険料控除申告書）



令和８年分　給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長　税務署長

給与の支払者の名称(氏名)
給与の支払者の法人番号
給与の支払者の所在地(住所)
(フリガナ)
あなたの住所又は居所
あなたの氏名
記載のしかたはこちら
二次元コード　令和８年８月末頃公開予定
保

生命保険料控除

保険会社等の名称 / 保険等の種類 / 保険期間又は年金支払期間 / 保険等の契約者の氏名 / 保険金等の受取人の氏名 / 新・旧の区分 / 支払金額(a) / 給与の支払者の確認

一般の生命保険料
(a)のうち新保険料等の金額の合計額　A　円
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額　B　円
年齢23歳未満の扶養親族の有無　無 / 有
介護医療保険料
(a)の金額の合計額　C　円
個人年金保険料
(a)のうち新保険料等の金額の合計額　D　円
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額　E　円

(a)の金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額
年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の新保険料等用に当てはめて計算した金額
(a)の金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額
①と②のいずれか大きい金額
①と③のいずれか大きい金額
(最高40,000円)　(最高60,000円)　(最高50,000円)　(最高120,000円)

フリガナ　年齢23歳未満の扶養親族の氏名
左記の者の個人番号
左記の者の生年月日(平成17年1月1日以後生まれ)
左記の者の続柄
左記の者との同居の別
左記の者の年間の合計所得金額の見積額
生命保険料控除額計(②+④+⑤)(最高120,000円)

計算式Ⅰ(新保険料等用)※

A, C又はDの金額	控除額の計算式
20,000円以下	A, C又はDの金額
20,001円から40,000円まで	(A, C又はD)×1/2+10,000
40,001円から80,000円まで	(A, C又はD)×1/4+20,000
80,001円以上	一律に40,000円

計算式Ⅱ(年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の新保険料等用)※

Aの金額	控除額の計算式
30,000円以下	Aの金額
30,001円から60,000円まで	A×1/2+15,000円
60,001円から120,000円まで	A×1/4+30,000円
120,001円以上	一律に60,000円

計算式Ⅲ(旧保険料等用)※

B又はEの金額	控除額の計算式
25,000円以下	B又はEの金額
25,001円から50,000円まで	(B又はE)×1/2+12,500円
50,001円から100,000円まで	(B又はE)×1/4+25,000円
100,001円以上	一律に50,000円

※　控除額の計算において算出した金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

地震保険料控除

保険会社等の名称 / 保険等の種類(目的) / 保険期間 / 保険等の契約者の氏名 / 保険等の対象となった家屋等に現在又は将来居住用として利用している者等の氏名 / 地震保険料又は旧長期損害保険料の区分 / 給与の支払者の確認

Ⓐのうち地震保険料の金額の合計額　Ⓑ　円
Ⓐのうち旧長期損害保険料の金額の合計額　Ⓒ　円
地震保険料控除額　Ⓑの金額(最高50,000円)　円　+　Ⓒの金額(Ⓒの金額が10,000円を超える場合は、Ⓒ×1/2+5,000円)※(最高15,000円)　円　=(最高50,000円)　円

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

社会保険料控除

社会保険の種類 / 保険料支払先の名称 / 保険料を負担することとなっている人の氏名 / あなたが本年中に支払った保険料の金額

合計(控除額)　円

小規模企業共済等掛金控除

種類 / あなたが本年中に支払った掛金の金額

独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金　円
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金
合計(控除額)　円

※赤枠は主な変更箇所



★令和８年度税制改正による所得税の基礎控除の引上げ等については、今回公表された各種様式を含め、早めにチェックしておくようにしましょう。

重要改正　50 人未満の事業場へのストレスチェックの義務化　施行期日は「令和 10 年4月1日」

令和７年の労働安全衛生法等の改正により、ストレスチェックについて、当分の間、努力義務とされている労働者数 50 人未満の事業場についても、その実施を義務付けることとされました。その施行期日は、「公布の日から起算して３年を超えない範囲内において政令で定める日」とされており正式決定が待たれていましたが、それが「令和 10 年４月１日」とされました。

厚生労働省からリーフレットが公表されていますので、確認しておきましょう。

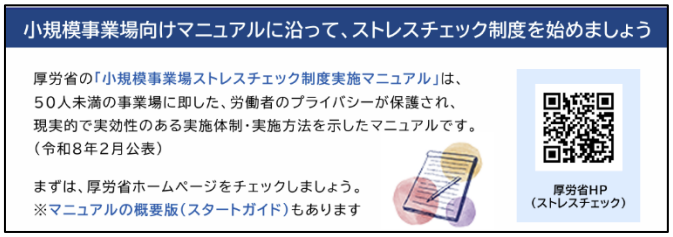
（次ページへ続く）

・・・・・・・・ 労働者数 50 人未満の事業者もストレスチェックが義務になります！周知用リーフレット ・・・・・・・・



このリーフレットでは、
　ストレスチェックの基本的な内容、ストレスチェック制度に取り組む意義が紹介されています。
　そのうえで、各種の関連サイトのＱＲコードなどが紹介されています。
例：厚労省の「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」を紹介している部分

▼

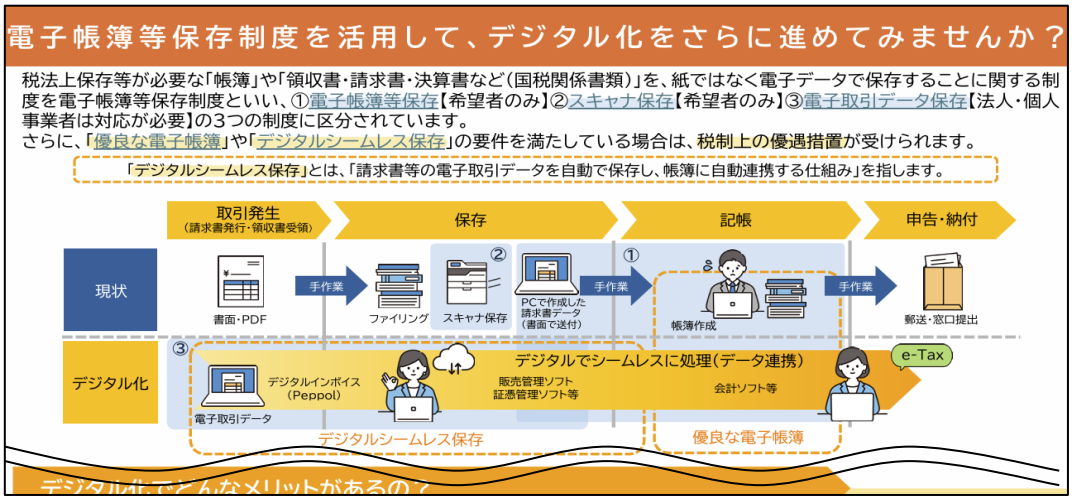


★労働者数 50 人未満の事業者の方（すでにストレスチェックを実施している場合を除きます）は、施行期日までに対応が必要となります。必要であれば、気軽にお声掛けください。このリーフレット、さらには小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアルなどを紹介しながら、アドバイスさせていただきます。

要チェック　電子帳簿等保存制度を活用してデジタル化をさらに進めてみませんか？（国税庁）

　国税庁では、リーフレットを公表して、「電子帳簿等保存制度を活用して、デジタル化をさらに進めてみませんか？」と呼びかけています。そのリーフレットの一部を紹介します。

・・・・・・電子帳簿等保存制度を活用してデジタル化をさらに進めてみませんか？（国税庁リーフレット）・・・・・・



★このリーフレットでは、電子帳簿等保存制度や税制上の優遇措置の内容が、事業者のメリットを交えつつ、わかりやすく紹介されています。必要であれば、気軽にお声掛けください。そのＵＲＬなどをお伝えします。

お仕事カレンダー 8月

8/10	● 7 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
8/31	● 7 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 6 月決算法人の確定申告と納税・12 月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）

